

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保																								
施策の方向6	県内流通食品の監視指導の徹底																								
具体的な取組み																									
(31)計画的かつ効果的な食品関係施設への監視指導の実施	愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品衛生監視機動班等による食品関係施設への監視指導を計画的に実施します。また、必要に応じ、関係部局合同での立入調査を行います。																								
①概要	保健所において、愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が県内の食品関連施設へ定期的に立入り、監視指導を実施する。 また、他法令にも関わる案件については、当該部局と合同で施設へ立ち入りし、指導を行う。																								
②推進指標																									
③用語解説	【愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率】(松山市保健所分を除く) 監視率の維持により監視活動状況の指標となる(計画で年間監視予定施設数を設定しており、これを超えることが目標となる。年間監視予定施設数は、県内施設数に応じ毎年変化するため、指標はパーセントでの記載としている)。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>105.3% 22,977件 (監視件数)</td> <td>114.7% 24,476件 (監視件数)</td> <td>119.4% 25,690件 (監視件数)</td> <td>121.8% 26,149件 (監視件数)</td> <td>124.7% 26,158件 (監視件数)</td> <td>124.7% 25,989件 (監視件数)</td> <td>125.6% 25,989件 (監視件数)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	100%	—	100%	実績	105.3% 22,977件 (監視件数)	114.7% 24,476件 (監視件数)	119.4% 25,690件 (監視件数)	121.8% 26,149件 (監視件数)	124.7% 26,158件 (監視件数)	124.7% 25,989件 (監視件数)	125.6% 25,989件 (監視件数)
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	100%	—	100%																		
実績	105.3% 22,977件 (監視件数)	114.7% 24,476件 (監視件数)	119.4% 25,690件 (監視件数)	121.8% 26,149件 (監視件数)	124.7% 26,158件 (監視件数)	124.7% 25,989件 (監視件数)	125.6% 25,989件 (監視件数)																		
	③用語解説 【愛媛県食品衛生監視指導計画】 毎年度策定しており、県内食品関連施設への立入件数、頻度、収去検査件数等を定めている。																								

【平成25年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) 県内6保健所において食品関係施設への監視指導等を実施し、違反等を確認した際は、指導や始末書の徴収等の処分を行った。 平成25年度監視件数(松山市保健所分を除く):25,989件(監視達成率125.6%)。表示検査件数:25,033件、収去検査件数:2,419件、官能検査件数:27,906件等を実施した結果、表示及び規格基準違反等により処分(始末書含む)した件数:24件 24年度にノロウイルス食中毒が事件数・患者数ともに大幅に増加したことから、例年12月に実施していた「食品、添加物等の年末一斉取締り」を11月に実施したほか、食品衛生法施行条例に定める公衆衛生上講ずべき措置基準に、ノロウイルス食中毒対策に関する事項を追加するよう条例改正(平成26年1月施行)し、一層の健康被害防止に努めた。
【平成25年度取組みの評価】	県内における、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通販売等の実態、食中毒等の発生状況、施設の食品衛生管理の状況等をふまえて策定した25年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に監視指導を実施した。その結果、25年度も監視目標総数を上回り、推進指標の「施設監視達成率」は、目標の100%を達成している。特に、ノロウイルス食中毒対策を強化したことにより、24年今度よりも計画的かつ実情に即応した監視指導を実施する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向6	県内流通食品の監視指導の徹底
具体的な取組み	
(32)生食用食肉取扱施設に対する監視指導	◆中間見直しにより追加 牛生レバーの生食用としての提供の禁止や生食用食肉(牛肉)の規格基準の制定等に伴い、生食用食肉取扱施設について、重点的に監視指導を行います。
①概要	保健所において、愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が県内の生食用食肉取扱施設に立入り、監視指導を実施する。
②推進指標	
③用語解説	《生食用食肉(牛肉)》 生食用として販売される牛の食肉(内臓を除く。)を言う。平成23年に発生した焼肉チェーン店で腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けて食品衛生法が改正され、肉表面の加熱殺菌が義務付けられる等、新たに生食用食肉(牛肉)の取扱いに関する加工・調理基準等が定められた。
	③用語解説 【平成25年度事業実施状況】
	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) 平成25年度食品衛生監視指導計画の重点監視指導事項に位置付け、生食用食肉の規格基準及び表示基準の遵守について周知徹底する等、取扱施設の監視指導を実施した。 生食用食肉取扱施設届出制度(平成24年10月1日施行) 生食用牛肝臓の提供禁止(平成24年7月1日施行)を受け、牛肝臓の適切な加熱殺菌や一般消費者に販売する際の必要な情報提供について指導する等、25年度は食品衛生監視指導計画の重点監視指導事項に位置付け、取扱施設の監視指導に取組んだ。
	【平成25年度取組みの評価】 25年度は、県内では牛肉の生食による食中毒事件の発生はなく、監視指導の徹底による効果と考えている。一方で、生食用牛肝臓の提供禁止以降、全国で生食用豚肝臓等の提供が散見されるようになったほか、鶏肉の生食による食中毒事件が後を絶たないため、これまで以上に、食肉を生食しないよう呼びかけていく。

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II - ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向6	県内流通食品の監視指導の徹底
具体的な取組み	
(33)大規模調理施設に対する監視指導	
学校給食、病院、事業所食堂等大規模調理施設に対しては、「大規模調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理基準」等に基づき、衛生管理の徹底を図るよう指導の強化に努めます。	
①概要	学校給食等大規模調理施設への監視指導については、食品衛生法のほか、厚生労働省から示されている「大規模調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省から示されている「学校給食衛生管理基準」に基づき実施する。
②推進指標	
③用語解説	《大規模調理施設衛生管理マニュアル》 厚生労働省において作成された、大量調理施設(1回300食以上又は1日750食以上提供する調理施設)を対象とした食中毒発生防止対策(管理重要事項、記録等)を示したものの。 《学校給食衛生管理基準》 文部科学省にて作成された、学校給食施設における衛生管理の徹底を図るための重要事項について示したもの。

【平成25年度事業実施状況】	
●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)	学校給食、病院、事業所食堂等、大量調理施設へ食品衛生監視機動班による監視指導を実施した。
●病原性大腸菌O157検査費(健康増進課)	平成25年度集団給食施設監視件数(松山市保健所分を除く):455件
●学校給食施設従事者や食品関係従事者に対し検便検査を実施した。	検査実施件数(松山市保健所分を除く):6,323件
●一般防疫対策費(健康増進課)	学校給食施設従事者や食品関係従事者に対し赤痢菌等への検査を実施した。
●赤痢菌検査実施件数(松山市保健所分を除く):754件	
【平成25年度取組みの概要】	
(業務衛生課)	大規模調理施設で事故が発生した場合、大規模食中毒につながる恐れがあることから、食品衛生監視指導計画に基づき計画的に監視指導を実施し、食の安全安心の確保に努めた。
(健康増進課)	学校給食施設従事者及び食品関係従事者に対し、検便検査を実施することにより、腸管出血性大腸菌感染症や細菌性赤痢等の患者、感染者の集団発生防止を図った。

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II - ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向6	県内流通食品の監視指導の徹底
具体的な取組み	
(34)と畜場等の監視指導等	
と畜場及び食鳥処理場で処理される全ての牛、豚、鶏等の検査を確実に実施するとともに、食中毒菌等による食肉の汚染防止のための監視指導を行います。なお、BSE対策については、関係法令等に基づき適正に実施します。特に、事業者に対し、特定危険部位の除去や焼却の徹底を指導します。	
①概要	食肉衛生検査センター等において、と畜場及び食鳥処理場に搬入される牛等の検査、指導を適切に実施する。
②推進指標	
③用語解説	《BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy)》 「牛海綿状脳症」と訳され、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起し、起立不能等の症状を示す速発性かつ悪性の中枢神経系の疾病。 《特定危険部位(SRM1)》 牛の舌及び頬肉を除いた頭部、せき髄、せき髄並びに回腸遠位部のことを言い、食肉処理時における除去・焼却が法令上義務化されている。(平成25年4月1日から、30か月齢以下の牛については、頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき髄が除外された。)

【平成25年度事業実施状況】	
●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)	食中毒菌等による食肉の汚染防止のため、食品衛生監視機動班による監視指導を実施した。
●と畜検査費(業務衛生課)	県内のと畜場(1施設)に搬入される獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)の全頭について、獣医師であると畜検査員により検査を実施するとともに、と畜場の管理者に対して衛生的な処理を行うための指導を行い、食肉の安全確保に努めた。 [平成25年度と畜検査頭数及び処分状況] 牛(こ牛、乳用こ牛含む) 5,092頭、馬 0頭、豚 201,730頭、めん羊・山羊 0頭 計 206,822頭 全部廃棄 931頭、一部廃棄 153,924頭 処分率 74.9%
●牛海綿状脳症検査事業費(業務衛生課)	牛海綿状脳症に関して、食肉の安全を確保するために、と畜場に搬入される検査対象牛についてBSEスクリーニング検査を実施するとともに、SRMの処理に関しても監視指導等を行い、確実に除去・廃棄を行っていることを確認した。なお、スクリーニング検査については、国の対策見直しにより、平成25年6月までは全頭、7月以降は48か月齢超の牛を対象に検査を実施した。 [平成25年度牛海綿状脳症検査状況] 検査頭数 1,488頭 陰性件数 1,488件(陽性件数 0件)
●食鳥検査費(業務衛生課)	大規模食鳥処理場(年間処理羽数30万羽を超える施設、1施設)に搬入される食鳥(鶏、あひる、七面鳥)の全羽について、獣医師である食鳥検査員により検査を実施するとともに、食鳥処理業者に対して衛生的な処理を行うための指導を行い、食鳥の安全性確保に努めた。 ●認定小規模食鳥処理施設(年間処理羽数30万羽以下の施設、21施設)については、適正な食鳥処理に関する技術的指導・助言を行った。 [平成25年度食鳥検査羽数及び処分状況](松山市保健所分を除く。) 検査羽数 571,095羽 全部廃棄 21,798羽、一部廃棄 11,015羽 処分率 5.7%

【平成25年度取組みの評価】
 獣畜及び食鳥の検査等を適切に実施し、食用に不適な食鳥及び食鳥肉を排除することによつて、安全確保に努めた。
 また、7月からBSE検査対象月齢を変更したことから、牛の月齢確認を厳格に行い、対象牛の検査を確実に行うとともに、SRMの除去等の監視・指導を適切に実施した。
 今後は、食肉を原因とする微生物による食中毒事例の発生状況も踏まえ、O157等の微生物モニタリング検査等を強化し、BSE対策も含め、総合的な食肉の安全対策を図り、県内で処理される食肉及び食鳥肉に起因するリスクをより一層低下させるよう努める。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	製造、加工、販売段階における安全安心の確保																								
Ⅱ-ii	県内流通食品の監視指導の徹底																								
施策の方向6	具体的な取組み																								
具体的取組み	(35) 収去検査の計画的な実施等																								
	食品(輸入食品を含む)、使用添加物、農産物の残留農薬、遺伝子組み換え食品等の収去検査を計画的に実施するとともに、食品検査を円滑に実施するため、検査機器の充実強化に努めます。																								
①概要	収去検査にあたっては、毎年度「食品等収去検査実施要領」により対象食品や検査項目を設定し、計画的に実施するとともに、保健所や衛生環境研究所の検査機器について、適宜更新等を行うことにより、円滑な検査を実施するものである。																								
②推進指標	【食品等の収去検査による規格基準違反率】(松山市保健所分を除く) 違反率の減少により監視活動効果の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.50%</td> <td>—</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0.66%</td> <td>0.26%</td> <td>0.47%</td> <td>0.45%</td> <td>0.16%</td> <td>0.12%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標	—	—	—	—	0.50%	—	0.30%	実績	0.66%	0.26%	0.47%	0.45%	0.16%	0.12%	—
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	—	—	—	—	0.50%	—	0.30%																		
実績	0.66%	0.26%	0.47%	0.45%	0.16%	0.12%	—																		
③用語解説	—																								

【平成25年度事業実施状況】

- 食品等検査費(薬務衛生課)
- 食品衛生法に基づき、食品、使用添加物、農産物の残留農薬、遺伝子組み換え食品等の収去検査を実施し、違反食品等を排除し、安全な食品の流通を確保した。
- 平成25年度収去検査件数(松山市保健所分を除く。)：2,419件、うち違反件数3件(表示違反0件、規格基準違反3件)。違反に対しては、保健所から改善指導を行うとともに始末書の徴収等を行った。なお、当該違反による健康被害は確認されていない。
- 輸入食品検査体制整備事業費(薬務衛生課)
- 輸入食品検査を円滑に実施する体制を整備している。
- 植物くん蒸所管理運営費(産業政策課)
- 平成25年度は、植物防疫所の実施する植物検疫の結果、当くん蒸所において、くん蒸作業が必須となった輸入植物はなかったが、病害虫等が発見された場合に速やかにくん蒸作業を実施できるように、適切に施設を維持管理した。

【平成25年度取組みの評価】

- (薬務衛生課)
- 食品の季節的な需給動向等を踏まえた年間計画により製造所や販売店から重点食品を収去し、食品の安全性の確認と食品添加物の不正使用の排除に努めた結果、25年度は「収去検査による規格基準違反率」が0.12%となった。
- 今後も、これらの取組みを継続することにより、不良、違反食品等の市場流通の未然防止及び排除に努める。
- (産業政策課)
- くん蒸処理に円滑に対応できるよう保守点検業務の丹念な精査や植物防疫所等からの情報収集を実施するなど、良好な管理運営体制を築いている。

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
II - ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保																								
施策の方向6	県内流通食品の監視指導の徹底																								
具体的な取組み																									
(36) 流通食品の放射性物質検査等の実施 ◆中間見直しにより追加																									
流通食品を対象とした計画的な「収去検査」や食品関連事業者等からの「委託検査」のほか、消費者からの「相談検査」を実施することにより、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値を超過した食品の流通防止に努めます。																									
①概要																									
西条・中予・宇和島の3保健所に、線簡易測定器を、衛生環境研究所に精密分析用ゲルマニウム半導体検出器を配備し、「相談検査」、「委託検査」、「収去検査」、「収去検査」を実施する。																									
②推進指標																									
【流通食品の放射性物質収去検査件数】(松山市保健所分を除く) 検査件数維持により監視活動効果の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>500件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>42件</td> <td>513件</td> <td>502件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標							500件	実績				42件	513件	502件	
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標							500件																		
実績				42件	513件	502件																			

③用語解説
 《放射線物質》放射線を出す能力をもった物質。
 《放射性物質の基準値》
 食品に含まれる放射性セシウム(放射性物質の一種)の基準値。福島第一原子力発電所事故に伴い、食の安全安心を確保するため、新たな基準値として食品衛生法で定められた。基準値は、4つの食品区分ごとに設定されており、一般食品100ベクレル/kg、乳児用食品50ベクレル/kg、牛乳50ベクレル/kg、飲料水10ベクレル/kgとなっている。

【平成25年度事業実施状況】
 ●食品等検査費(業務衛生課)
 ●衛生試験検査事業費(業務衛生課)
 ・保健所の「食の安全安心総合相談窓口」において、消費者から相談があった食品について、線簡易測定器を活用した「相談検査」を無料で実施した。
 ・食品衛生法に基づき、県内流通食品をスーパー等から収去し、線簡易測定器及び精密分析用ゲルマニウム半導体検出器を活用した「収去検査」を実施した。
 ・衛生環境研究所において、食品関連事業者から分析依頼のあった食品について、精密分析用ゲルマニウム半導体検出器を活用した「委託検査」を有料で実施した。
 【平成25年度放射性物質検査実績】
 相談検査 検査件数:2件(結果は、すべて基準値以下)
 検査品目:りんご(宮城県産)、ひがし(やま(茨城県産))
 収去検査 検査件数:502件(結果は、すべて基準値以下)
 検査内訳:飲料水51件、牛乳65件、乳児用食品49件、一般食品337件
 委託検査 検査件数:66件(結果は、すべて検出限界値以下)
 検査内訳:飲料水10件、牛乳5件、乳児用食品5件、一般食品41件、食品以外5件

【平成25年度取組みの評価】
 平成25年3月の福島第一原子力発電所事故の発生を受け、23年度に整備した放射性物質検査機器を活用し、県民からの相談対応や出荷制限食品等の流通監視に努めた。25年度も目標数を上回る502件の収去検査を実施したが、すべて基準値以下であり、県内流通食品の安全安心を確保することができた。

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II - ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向6	県内流通食品の監視指導の徹底
具体的な取組み	
(37) 食品に関する調査研究の推進	
高度化する食品の生産技術や分析技術に対応するため、国等とも連携しながら、食品の安全性、食品検査等に関する調査研究を推進します。	
①概要	
国からの請負事業(食品残留農薬等一日摂取量実態調査、食品の食中毒菌汚染実態調査)に協力するとともに、衛生環境研究所において食品に関する検査法の確立等調査研究を行う。	
②推進指標	
③用語解説	
《国からの請負事業》 国の安全確保のため、国が自治体に委託して実施する事業である。 食品残留農薬等一日摂取量実態調査は、人が1日に摂取する食品中に含まれる残留農薬の量を調査するものであり、食品の食中毒菌汚染実態調査は、流通する野菜、肉類(生鮮品)に付着する食中毒菌の状況を調査するもの。	

【平成25年度事業実施状況】
 ●食品衛生調査費(業務衛生課)
 ・国からの委託事業(食品残留農薬等一日摂取量実態調査、食品の食中毒菌汚染実態調査)を実施し、人が1日に摂取する食品中に含まれる残留農薬量、流通する食品に付着する食中毒菌の状況を調査した。
 ・平成25年度残留農薬一日摂取量実態調査件数:498件、うち緑黄色野菜からフルフェノクスロンが、果実類からイマイザリルが検出された。(検出値は、人体に影響を及ぼす程の数値ではなく問題なし。)
 ・平成25年度食中毒菌汚染実態調査件数:378件、うち大腸菌検出10件、サルモネラ属菌検出6件、カンピロバクター検出4件(検出された施設に対しては、保健所から指導を行った。)

【平成25年度取組みの評価】
 25年度も上記2事業を国から受託して実施し、食品の安全性確保に資するとともに、検査技術及び知見向上を図ることができた。
 今後も国等と連携しながら、食品の安全性、食品検査に関する調査研究を推進していく。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向7	県内流通食品の監視指導の徹底
具体的な取組み	
(38)食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成	
①概要	食品関係施設の監視指導や食品関係検査等を行う担当職員等の技術等向上を図るため、担当者研修会を実施するとともに、国等が実施する講習会等へ職員を積極的に派遣します。
②推進指標	
③用語解説	

【平成25年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) ●食品関係施設の監視指導や食品関係検査等を行う担当職員等の技術等向上を図るため担当者研修会を実施した。(平成25年度食品衛生担当者研修会 10月18日開催 参加者43名) ●国等が開催する講習会等へ県職員を積極的に派遣した。 <ul style="list-style-type: none"> 食品安全行政講習会 8月26日～8月27日 4名派遣 全国食品衛生監視員研修会 10月23日～10月24日 6名派遣 HACCP関連研修会 1月28日～1月31日 6名派遣 ●食の安全・安心推進事業費(業務衛生課) ●HACCPに基づく監視指導業務に係る研修へ県職員を派遣した。 <ul style="list-style-type: none"> 国立保健医療科学院「食品衛生危機管理研修」 1月20日～2月7日 1名派遣
【平成25年度取組みの評価】	25年度も、研修会の開催や、国等が開催する講習会に職員を派遣して人材育成に努めた。これにより、職員の資質向上を図り、的確な監視指導の実施につなげることができた。今後も積極的な研修会への参加等により、担当職員のレベルアップを図り、監視指導を徹底して食の安全安心を確保する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保																								
施策の方向7	自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚																								
具体的な取組み																									
(39)自主衛生管理の周知啓発																									
①概要	講習会等により、食品営業者や食品衛生責任者へ食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項を周知するとともに、食品衛生推進員を通じ、食品営業者へ自主衛生管理に関する啓発を図ります。																								
②推進指標	<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>(H20)</td> <td>(H21)</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>80%</td> <td></td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>66.4%</td> <td>73.7%</td> <td>67.8%</td> <td>82.1%</td> <td>69.0%</td> <td>85.4%</td> <td></td> </tr> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標					80%		100%	実績	66.4%	73.7%	67.8%	82.1%	69.0%	85.4%	
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標					80%		100%																		
実績	66.4%	73.7%	67.8%	82.1%	69.0%	85.4%																			
③用語解説	<p>【食品衛生責任者実務講習会受講率】(松山市保健所分を除く) 受講率の増加により周知啓発活動の指標となる</p> <p>【平成25年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) ●保健所が開催する事業者を対象とした講習会や食品関係施設への監視指導時に食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項の周知啓発を行った。また、食品衛生推進員を通じて営業者等への周知啓発、助言等も実施した。 ●食品営業自主管理強化事業費(松山市保健所分を除く)(業務衛生課) ●食品衛生責任者講習会事業 <p>県民に対する食品の安全性を確保するため、食品衛生法施行条例の規定による食品衛生責任者を対象とした講習会を実施した。</p> <p>実施回数:65回、総受講者数:3,443名</p>																								
【平成25年度取組みの評価】	受講率向上が課題だった推進指標の「実務講習会受講率」は、目標の100%には及ばないものの、85.4%に回復したほか、食品衛生推進員の巡回施設数は15,666件となり、食品関連事業者の自主衛生管理に対する意識の高揚に寄与することができた。今後も、監視指導時の助言や食品衛生推進員の活動をさらに活性化させる等、自主衛生管理体制の構築に向けて引き続き周知啓発を行う。																								

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II - ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向7	自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚
具体的な取組み	
(40) 自主衛生管理に関する助言等	製造施設における HACCP の概念に基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入、自主検査の実施、記録の作成・保存等を行います。また、HACCP に関する専門知識を有する担当職員を育成するため、国等を実施する HACCP 関係研修会へ職員を積極的に派遣します。
①概要	国の HACCP 制度（総合衛生管理製造過程、対米・対 EU 輸出水産食品加工施設）の導入等、自主衛生管理の向上を検討している事業者からの相談に応じ、技術的な助言等を行う。また、技術的な助言を行うための専門知識を持つ職員を養成するため、国や地方ブロックで開催している HACCP 関係講習会へ職員を派遣する。
②推進指標	
③用語解説	
《国の HACCP 制度》	総合衛生管理製造過程：食品衛生法に規定、牛乳や食肉製品等特定製品の製造過程が承認対象 対米・対 EU 輸出水産食品加工施設：アメリカや EU へ水産食品を輸出する施設は、HACCP による管理を行うことが条件となっております。

【平成25年度事業実施状況】	
●食品衛生監視機動班等事業費（業務衛生課）	
●食品等製造施設において、HACCP の概念に基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入等に必要となる助言等を行う。	
● HACCP に関する専門的な知識を有する担当職員を育成するため、国等が開催する HACCP 関係研修会へ県職員を積極的に派遣した。	
● HACCP 関係研修会 1月28日～1月31日 6名派遣	
● 食の安全・安心推進事業費（業務衛生課）	
● HACCP に基づく監視指導業務に係る研修会へ県職員を派遣した。	
国立保健医療科学院「食品衛生危機管理研修」 1月20日～2月7日 1名派遣	

【平成25年度取組みの評価】	
国の HACCP 制度を導入している施設に対し、国と連携して助言・指導を行ったほか、国等が開催する HACCP 関係研修会に職員を積極的に派遣して、職員の資質向上に努め、事業者が取り組む自主衛生管理の推進に役立てることができた。	
今後も監視指導を徹底するとともに、職員の指導力を高めて自主衛生管理に関する助言等を行い、事業者の自主衛生管理体制の構築を支援していく。	

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II - ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向7	自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚
具体的な取組み	
(41) 自主衛生管理推進事業の支援	愛媛県食品衛生協会が実施している自主衛生管理の推進に関する自主事業を支援します。
①概要	愛媛県食品衛生協会に対し、「食品営業自主管理強化事業」を委託し、協会の自主衛生管理推進事業を支援する。
②推進指標	
③用語解説	
《消費者の一日食品衛生監視員事業》	消費者が一日監視員となり、スーパーや飲食店等を監視し、意見交換等を行う。

【平成25年度事業実施状況】	
●食品営業自主管理強化事業費（松山市保健所分を除く）（業務衛生課）	
●食品衛生協会に対し、「愛媛県食品衛生推進員事業」、「消費者の一日食品衛生監視員事業」、「食品衛生責任者講習会事業」及び「自主衛生管理体制構築推進事業」を委託し、協会を通じて営業者の自主衛生管理を徹底させるとともに、消費者に対して食品衛生思想の普及啓蒙を図った。	
●愛媛県食品衛生推進員事業	
●食品衛生推進員が食品関連施設へ食中毒注意報発令や不良食品の回収情報等の周知及び施設への巡回指導を行ったほか、推進員に対する研修会を実施した。	
●研修会の実施：6回実施、参加者合計129名	
●消費者の一日食品衛生監視員事業	
●一般消費者が施設の巡回指導及び食品衛生についての意見交換を行い、事業者の改善意欲の促進を図るとともに消費者と事業者の意思疎通と食品衛生の正しい知識の普及を図った。	
●食品衛生責任者講習会事業	
●食品衛生責任者講習会を実施した。	
●実施回数：65回、総受講者数：3,443名	
●自主衛生管理体制構築推進事業	
●食品関連事業者及び食品衛生推進員等に対し、HACCP の概念に基づいた自主衛生管理手法に関する研修会を開催した。	
●食品関連事業者講習会 89回 4,717名	
●食品衛生推進員講習会 8回 184名	
●食品衛生指導員講習会 8回 252名	

【平成25年度取組みの評価】	
食品営業施設における自主衛生管理体制の強化を目的に取り組んだ。一日食品衛生監視員事業では、消費者との意見交換等により事業者の意識向上が図られるなどの効果が表れている。また、食品衛生推進員の活動も活発に行われた。	
今後も食品関連事業者の自主衛生管理体制の強化を図るとともに、地域における食品衛生推進員の活動が、保健所食品衛生監視員の業務の一部を補完できるものとなるよう協会の自主衛生管理推進事業の支援を継続する。	

基本施策Ⅱ Ⅱ-i	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向7 具体的な取組み	自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚
①概要	(42)集団給食施設における自主衛生管理の促進 学校給食等集団給食施設に対し、床のドライシステム化及びびドライ運用に関する啓発や、調理場内の汚染作業区域と非汚染作業区域の明確化に関する指導などを行い、自主衛生管理の促進を図ります。
②推進指標	集団給食施設における衛生管理の上で重要な床のドライ化、汚染度に応じた作業場内の区画及び加熱温度等の記録管理などについて、食品衛生監視員が監視指導を行う。
③用語解説	《ドライシステム》 ドライシステムは、給食室の床面を乾いた状態で使用するもので、細菌やカビの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐなど、衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能となる。

【平成25年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) ●学校給食等集団施設に対し、床のドライシステム化及びびドライ運用に関する啓発や、調理場内における汚染作業区域と非汚染作業区域の明確化に関する指導、加熱温度等の記録管理などについて指導を行った。
【平成25年度取組みの評価】	監視指導の中で、集団給食施設における衛生管理の向上や作業環境の改善等、自主衛生管理の促進に努めた。25年度は、9施設で床のドライシステムが新たに導入される等効果が表れている。今後、自主衛生管理体制の強化を図るための適切な指導・助言を行う。

基本施策Ⅱ Ⅱ-ii	生産から消費に至る食の安全安心の確保 製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向7 具体的な取組み	自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚
①概要	(43)自主衛生管理等推進事業者の表彰 自主衛生管理を積極的に推進するなど、食の安全安心の確保に貢献した個人又は団体を表彰することにより、食の安全安心の推進を図ります。
②推進指標	食品衛生功労者及び優良施設に対する知事表彰制度により、食の安全安心に功績のあった個人や施設を表彰する。
③用語解説	《食品衛生功労者及び優良施設に対する知事表彰》 食品衛生の向上のため、多年業務に精励しその功績が特に顕著と認められる功労者及び多年施設の衛生を確保し他の模範たる優良施設を表彰する制度
【平成25年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生功労者及び食品衛生優良施設に対する知事表彰制度により、食の安全安心に関し功績のあった個人及び施設を表彰した。 [平成25年度知事表彰実績] 食品衛生功労者 10人 食品衛生優良施設 5施設
【平成25年度取組みの評価】	25年度も、知事表彰制度により食の安全安心に関し功績のあった個人及び施設を表彰して、関係者の食品衛生に関する意欲の向上に努め、自主衛生管理の推進を図った。

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II - ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向 8	自主的な衛生管理手法の導入推進
具体的な取組み	

(44) 食品自主衛生管理認証制度の普及促進

HACCPの概念を導入した愛媛県食品自主衛生管理認証制度(愛媛県HACCP制度)を運用し、食品関連事業者への普及促進を図ります。また、認証を取得した事業者については、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等を通じて積極的に公表します。

①概要

愛媛県食品自主衛生管理認証制度について、説明会や手引き等により周知するとともに、順次、認証対象業種を拡大して認証施設数の増加を図る。

②推進指標

【愛媛県食品自主衛生管理認証制度における認証施設数】※各年度末時点における認証施設数
自主衛生管理認証施設数の増加により、えひめ食の安全安心の確保の推進が図られる。

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標	0	0	7施設	9施設	10施設	—	20施設
実績	0	0	7施設	9施設	12施設	17施設	—

③用語解説

《愛媛県食品自主衛生管理認証制度(愛媛県HACCP制度)》
HACCPの手法を取り入れ、自主的に高度な衛生管理を行っている食品営業施設を、県が認証する制度。平成22年10月開始。

【平成25年度事業実施状況】

- 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)
- 食品営業自主管理強化事業費(業務衛生課)
- ・「愛媛県食品自主衛生管理認証制度」(愛媛県HACCP制度)について、認証を希望する事業者の助言・指導を行うとともに、えひめ食の安全・安心情報ホームページへの掲載や食の安全・安心県民講座等での説明など広く周知した。

【対象業種】(当初)菓子製造業

(平成23年10月～)食品衛生法の営業許可を要する製造業24業種
(平成24年10月～)食品衛生法の営業許可を要する製造業24業種
鶏卵選別包装施設(GPセンター) 計26業種

鶏の液卵製造業

鶏卵選別包装施設(うち5業種5施設を新たに認証)

内訳:菓子製造業11施設、清涼飲料水製造業1施設

(以下は、25年度新増設)食肉処理業1施設、鶏卵選別包装施設1施設、

魚肉ねり製品製造業1施設、缶詰又は瓶詰食品製造業1施設、めん類製造業1施設

・県食品衛生協会に委託して、HACCPに関する研修会を実施した。

実施回数:105回、受講者数5,153名

【平成25年度取組みの評価】

制度の周知に努めたほか、申請から認証及びその後の運用まで、保健所職員等がきめ細かにサポートした結果、平成25年度は、5業種5施設を新たに認証し、平成25年度末時点で、7業種17施設を認証することができた。平成25年度は、多様な業種から申請がある等、制度の普及が進み、食品関連事業者の自主的な衛生管理の取組みを促進することができた。
今後、制度の普及啓発に努めるとともに、事業者のニーズをふまえて認証対象業種を拡大する等、一層の制度の充実を図る。

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II - ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向 9	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	

(45) 食品表示の監視指導

関係法令に基づき、食品関係事業者への立ち入りや食品表示ウォッチャーによる小売店舗等における表示状況のモニタリングを行い、不適正な表示を行った事業者に対する改善指導や啓発を行います。また、効果的かつ効果的な監視指導を図るため、必要に応じて関係部局合同での立ち入り調査を実施します。食品表示に関する知識を有する職員を育成するため、表示に関する研修会を実施するとともに、国等が実施する表示関係講習会へ職員を積極的に派遣します。

①概要

(業務衛生課)
保健所の食品衛生監視員が施設監視指導業務の一環として、販売店舗等に立ち入り、表示を確認し、不適切なものについては改善指導を行う。また、他法令にまたがる案件については、関係部局合同での立ち入りにより効果的な指導を実施する。

(県民生活課)

各地方局で毎月実施している店頭表示調査や新聞折り込み広告のチェック等による職権探知や一般消費者等からの申告、関係機関から提供される景品表示法違反疑義情報に基づき調査を実施し、当該不適正表示を行った事業者に対し、改善指導を行う。

(農産園芸課)

○食品表示ウォッチャー
県が委嘱したウォッチャー(H26年3月末現在98名)が、毎月、小売店舗等で食品の表示状況を確認し、問題がある表示が確認された場合には員が啓発・指導を行っている。

○不適正表示を行った事業者に対する改善指導

表示内容の専断確認調査を実施し、その結果、JAS法違反が確認された場合には、違反内容に応じて指示や文書指導等の措置を行っている。

※指示を行った場合には、違反した事業者名、違反内容等について公表。

※H25年度の指示・公表の実績は0件。

○国等が実施する表示関係講習会への職員派遣

中国四国農政局や松山地域センター等が主催する研修会に本庁及び地方局職員を派遣している。

※食品表示業務担当者研修会(法令研修)(H25年4月、松山地域センター主催) 参加者9名

食品表示行政担当者研修会(H25年7月、中国四国農政局等主催) 参加者1名

(産業政策課)

計数検査所及び特定市において、販売店舗等に立ち入り内容量を計量し、不適正なものについては、改善指導、改善計画の提出を求める。

②推進指標

1食品表示監視実施数(松山市保健所分を除く)

実施数の増加により監視活動充実の指標となる

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標	—	—	—	—	30,000件	—	32,000件
実績	28,024件	31,199件	26,452件	27,916件	30,226件	26,033件	—

【食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合】

不適正表示率の減少によりウォッチャーによる監視活動の指標となる

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標	—	—	—	—	20.8%	—	0%
実績	35.8%	26.5%	16.5%	14.7%	11.8%	19.1%	—

③用語解説

【平成25年度事業実施状況】

- 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)
施設への監視指導業務の一環として、販売店に立ち入り、表示を確認し、不適切なものについて改善指導等を実施した。また、食品表示に関する職員を育成するため、国等が開催する食品表示に関する講習会へ職員を積極的に派遣した。(食品表示監視実施数25,033件、始末書徴取2件)
- 消費者行政推進費(県民生活課)
当県食品類及び不適表示防止法に基づき、実際のものより著しく優良な表示等について調査を実施し、不適正表示を行った事業者に対し改善指導等を行った。(注意24件)
- 食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)
県食品表示ウォッチャーが、毎月、小売店舗等で食品の表示状況をモニタリングし、問題がある表示が確認された場合には県が啓発・指導を行った。
(指摘件数・指導件数)
指摘件数:654件
指導件数:125件
- 計量検定取締事業登録費(産業政策課)
県民の消費生活の安全を守るため、食肉類・魚介類等日常消費される商品を製造及び販売する事業所へ立入検査等を行い適正な計量の実施の確保を図った。(計量特定市である松山市、新居浜市、今治市を除く)
実施時期:平成25年8月～平成25年12月
立入事業所数:45箇所
検査件数:3,087件(うち量目不足のもの 41件)
量目不足の主な原因は、乾燥などの自然減量。その場で口頭指導により、改善済み。

【平成25年度取組みの評価】

(業務衛生課)
監視指導業務の一環として販売店等に立ち入り、不適切なものについて改善指導を行った。積極的に監視活動を実施したものの、食品表示監視実施数は25,033件で前年度を下回った。一方で22年度は、不適切な表示を理由に始末書の徴取等を行ったのが11件だったのに対し、25年度は2件に減少し、一定の効果が表れている。今後適正に監視指導を実施する。
(県民生活課)
県民等からの情報提供や県自らの調査等により、事業者に対して適切な表示を行うよう指導を行っている。平成24年度は不適正な表示等による行政指導は14件であったのに対し、平成25年度は、24件に増加している。これは、冷凍食品等の根拠のない二重価格表示の取締りが強化されたことや、全国のホテル等で食材の偽偽表示が相次いだことなどが関係している。
一般消費者の食品をはじめとする表示に対する関心はますます高まっているとともに、改正食品表示法が公布(平成26年6月13日)され、これまで国のみであった行政処分の権限が都道府県にも付与されることから、今後示される政令等を踏まえ適切に対応する。
(産業政策課)
県民の日常生活に密接な関係がある商品の正確な計量を確保すること、消費生活の安定、向上等産業振興施策の推進に寄与した。
(農産園芸課)
食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合は19.1%で、前年度よりも増加した。これは、平成25年度中に新規の食品表示ウォッチャーを委嘱したことにより、ウォッチャーの生活動の違ひから新規の調査店舗が増え、指摘件数が増加したことによるものと思われる。
今後ウォッチャーによるモニタリング結果を基に、不適正な表示が確認された場合には、適正な表示となるよう啓発・指導を行う。

基本施策Ⅱ

Ⅱ-ii 生産から消費に至る食の安全安心の確保

施策の方向9 食品表示の適正化の推進

具体的な取組み

(46)食品表示に関する啓発

食品表示の方法等を解説したパンフレット等を作成し、食品関連事業者等へ配布することにより、食品表示の適正化を促進します。食品製造、販売事業者等に対し、食品表示に関する講習会を実施し、事業者自らの表示適正化への意識向上や最新の情報等について周知啓発を行います。なお、食品表示については、多くの法令が関係することから、必要に応じ、関係部局合同で講習会を実施します。

①概要

(業務衛生課)
事業者を対象とした表示講習会の開催や、事業者主催の研修会に出向いて表示について説明する等により、食品関連事業者の表示に関する知識向上を図る。
(県民生活課)
事業者向けの法令等の講習会や消費者向けの食品表示・安全に関する講演会を開催し、食品表示・安全に関する正しい知識を普及啓発する。

(農産園芸課)

ブランド戦略課では、食品関連事業者自らが主体的な取組みを行うことが重要であるため、平成20年度から業界団体及び食品事業者等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催し、食品表示に対する意識の高揚を図る。
また、各地方局産振興課では、食品製造事業者や販売店舗等の社内研修等において、食品表示制度を説明するなどの啓発活動を行う。

②推進指標

③用語解説

【平成25年度事業実施状況】

- 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)
講習会において、表示について説明したほか、関係部局合同で社内研修等に出向き指導する等、事業者自らの表示適正化への意識向上を図るとともに最新の情報等について周知した。
- 消費者行政推進費(県民生活課)
事業者向けの食品表示等に関するコンプライアンス講習会を実施した。(1回、61人)
- 食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)
食品表示の適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催するとともに、本庁、各地方局(支局)において、食品関連事業者に対し研修会等を実施した。
[開催回数・参加者数]
①適正な食品表示推進講習会 2回:228名
②研修会等 7回:311名

【平成25年度取組みの評価】

(薬務衛生課)
全国的に不適正な表示事案が相次いで発覚ことから、監視指導や講習会等で、あらためて正しい表示の重要性について周知した。食品表示は、飲食による衛生上の危害発生の防止のためには重要で、消費者にとって情報源であることから、今後とも関係部局と連携して事業者に対して積極的に啓発し、食品表示の適正化を促進する。
(県民生活課)
食品表示法の公布(平成25年6月28日)や、消費税転嫁法の施行(平成25年10月1日)等により、事業者の表示に関する関心が高まるなか、事業者向けのコンプライアンス講習会を実施した。
なお、平成25年末、全国のホテル等で食材の虚偽表示が相次ぎ、一般消費者の食品をばいめとする表示に対する関心はますます高まっており、表示の適正化が強く求められていることから、県内の関係団体に法令遵守等を呼びかける依頼文や、ホームページによる周知を実施した。
今後とも関係機関と連携しながら、事業者の表示の適正化に向けた取組みを支援するとともに、一般消費者への食品表示・安全に関する正しい知識を普及啓発する必要がある。
(農産園芸課)
講習会等の参加者は表示に関する知識の習得に意欲的であり、今後も食品表示適正化のため、継続して開催する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向9	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	
(47)食品表示に関する連携	
	不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ厳正に対応するため、愛媛県食品表示監視協議会において、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行い、関係機関の連携強化を図ります。
①概要	重大な案件で必要と認められた場合、愛媛県食品表示監視協議会において、構成機関に対し情報を提供する。また、同協議会以外でも、不適正表示商品の情報を入手した場合には、その機関が、抵触するおそれのある食品関係法令の管轄機関に対して情報提供し、関係機関合同で調査等を行うなど、当該事業者に対して列率的な改善指導を実施し、食品表示の適正化に努める。
②推進指標	
③用語解説	《愛媛県食品表示監視協議会》 中国四国農政局松山地域センターが事務局となり、県(県警、農産園芸課、薬務衛生課、県民生活課、消費生活センター(21.11))、松山市、農林水産消費安全技術センターから構成され、表示に関する意見交換等を行う。(平成20年4月設置)
【平成25年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課) ●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課) ●食品表示適正化推進事業費(農産園芸課) ●食品表示関係法令等に係る相互理解を深め、連携の強化を図るため、愛媛県食品表示監視協議会を開催した。 開催回数:1回
【平成25年度取組みの評価】	(農産園芸課)(薬務衛生課) 監視協議会を中心に関係機関が連携し、今後も不適正な食品表示を行っている事業者に対して、迅速かつ厳正に対応する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i-ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向9	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	
(48)安心感に配慮した表示の推進	
①概要	表示義務の対象外である外食やばら売り食品等に対する県民の信頼性を確保するため、事業者の自主的なアレルギー物質や原産地表示等の取組みを支援します。
②推進指標	表示基準が適用されない食品に対する任意の表示を促進するため、説明会やパンフレットによる周知を行うとともに、監視指導時に助言等を行う。
③用語解説	

【平成25年度事業実施状況】	
●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)	
●事業者対象の講習会において、表示について説明したほか、関係部局合同で社内研修等に出向き指導する等、事業者自らの表示適正化への意識向上を図るとともに最新の情報等について周知した。	
●食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)	
●食品表示の適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催するとともに、本庁、各地方局(支局)において、食品関連事業者に対し研修会等を実施した。	
【開催回数・参加者数】	
①適正な食品表示推進講習会	2回:228名
②研修会等	7回:311名

【平成25年度取組みの評価】	
(業務衛生課)	
10月以降、全国のホテルレストラン等で不適正なメニュー表示事案が相次いで発覚した。食品衛生法では表示義務対象外であるが、食品表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報であり、県民の食の安全安心に対する信頼をゆがらす内容であることから、監視指導や講習会等で、改めて正しい表示の重要性について周知した。	
(農産園芸課)	
講習会等の参加者は表示に関する知識の習得に意欲的であり、今後も食品表示適正化のため、継続して開催する。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i-ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向9	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	
(49)食品表示に関する相談への対応	
①概要	食品表示に関する相談については、一元的に対応できる体制整備を図ります。
②推進指標	県消費生活センターに消費生活相談員を配置するとともに、県及び市町の消費生活相談窓口で相談等に従事する者に対して定期的に研修を実施したり、他機関が実施する研修への参加を支援することで、相談対応能力の向上を図る。また、関係部局間の連携を強化し、消費者から寄せられた情報を指導等に結び付ける。
③用語解説	

【平成25年度事業実施状況】	
●食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)	
●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)	
●食の安全・安心相談窓口へ寄せられた食品表示に関する苦情、相談に応じるとともに、必要に応じて事業者等へ指導等を行った。	
●相談等件数(松山市保健所分を除く):5件(食品表示に関するもの)	
●消費者行政推進費(県民生活課)	
●消費者行政活性化事業費(県民生活課)	
●市町の消費生活相談員等に対し、食品表示に関する研修を実施した。(スキルアップ研修のうち、の11回、食品衛生法、JAS法、景品表示法)	
●食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)	
●食品表示の適正化を推進するため、本庁及び各地方局(支局)に設置されている食品表示相談窓口において、一般消費者等からの食品表示に関する相談等に対応した。	
相談等件数:256件	

【平成25年度取組みの評価】	
(業務衛生課)	
保健所に設置している「食の安全・安心総合相談窓口」を適正に運営し、食品表示に関する苦情や相談に丁寧に丁寧に対応した。今後も関係部局と連絡を密にし、関係窓口への円滑な案内を行うなど、消費者や事業者の利便性に配慮した相談対応に努める。	
(県民生活課)	
従前より、市町相談窓口からのホットラインを通じた恒常的な支援体制を構築するとともに、平成24年度からは、県相談員による市町相談窓口の技術的支援など県消費生活センターの中核機能の強化を図っている。	
加えて、県と市町で相談業務に係る法律や専門知識の研修、意見交換会を実施するなど、相談員等の能力の向上及び情報共有を図った。	
なお、県民の消費者問題の解決を図るためには、高度の専門性や広域的知見が欠かせないことから、今後とも、市町との合同の研修を実施し、相談員等の能力の向上を図る。	
(農産園芸課)	
食品表示相談窓口への相談件数は減少傾向にあるものの、平成25年度は前年度よりも増加しており、今後も食品表示の適正化のため、関係部局と連携しながら対応する。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向9	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	
(50) 食品表示一元化に伴う体制の整備 ◆中間見直しにより追加	
食品表示制度について、食品衛生法、JAS法、健康増進法の表示部分を一元化した新たな法律の整備が検討されていることから、今後、国の動向等を注視しながら、県民や食品関係事業者にわかりやすい食品表示の運用を図るとともに、一元的かつ効率的な監視指導等を行うための体制づくりを検討します。	
①概要	食品表示について一元的に定める食品表示法が成立・公布されたことから、今後、国の動向等を注視し、一元的かつ効率的な監視指導等を行うための体制づくりを検討する。
②推進指標	
③用語解説	
《食品表示法》	食品を採取する際の安全性及び一般消費者の自立的かつ合理的な食品選択の機会を確保するために、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示について一元化して規定した法律で、平成25年6月21日成立、6月28日に公布された。公布から2年以内に施行される。
【平成25年度事業実施状況】	食品表示法公布後に消費者庁が開催した説明会のほか、関係地方公共団体により組織する全国食品安全自治ネットワーク会議(事務局:群馬県)に出席して、同法や他の都道府県の執行体制について意見交換し、情報収集にとどめた。
【平成25年度取組みの評価】	今後も継続して同法や他の都道府県の執行体制について情報収集を行うとともに、関係課による協議をすすめ、県民や食品関係事業者からも分かりやすく効率的な執行体制を検討する。